取扱説明書_{及び}部品表

Takakita

ケンインハンヨウトウカキキット: 2. 5ゴエ

KK-TL2

適用機種 けん引作業機



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために 必ず本取扱説明書をお読みください。 お読みになった後も大切に保管してください。 本取扱説明書はお手持ちのスマートフォンや タブレットからアクセスすることができます。



株式会社 四十二十二

はじめに

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、**ケンインハンョウトウカキキット:2.5 ゴエ**の組付要領について記載してあります。組付前には必ず、この組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。また、<u>ご使用前には作業機本体の取扱説明書を熟知するまで</u>お読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- ●お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- ●製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡しください。
- ●この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店 または当社にご注文ください。
- ●本書は、<u>注意</u>として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いてあります。
- ●なお、本製品については不断の研究成果を新しい技術として直ちに製品に取り入れておりますので、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ●ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談 ください。

- 🛕 警 告 サ イ ン ―

▲ 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

▲ 危険 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになる ものを示します。

▲ 警告 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

▲ 注意 その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

<u>目 次</u>

★ 安全に作業するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
公道走行するときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1. 必要な運転免許証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 保安基準への適合性確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3. 灯火器類・ステッカーの取付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)に関して・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
ケンインハンヨウトウカキキット: 2. 5ゴエの組付け・・・・・・・ 1	0
セーフティチェーンの組付け・・・・・・・・・・・・・ 1	3
配線図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	4

公道走行するときは

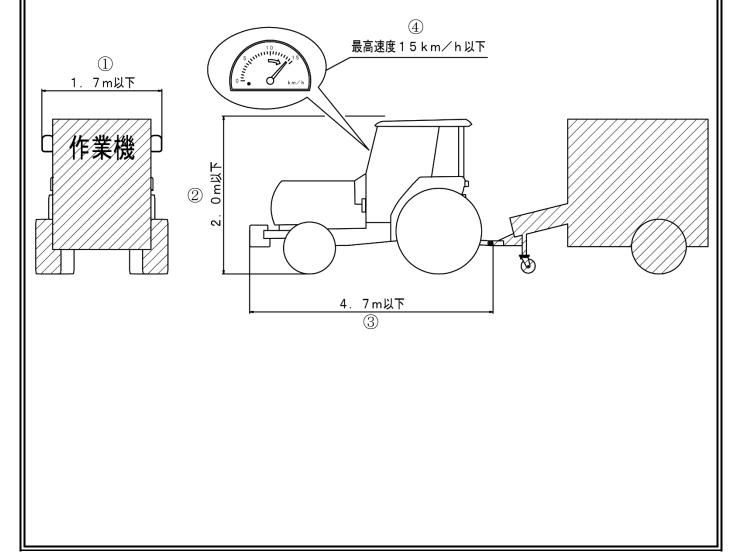
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。 必要な対応をすることで、けん引タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道走行をする際 は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

(1)必要な運転免許証について

トラクタの寸法が下表①~③の数値以内で④最高速度15km/h以下の場合は小型特殊免許で運行可能になりますが、下表①~④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)とけん引免許(農耕用に限る、も含む)が必要となります。ただし、車両総重量 750kgを超えない農耕作業用トレーラをけん引する場合、けん引免許(農耕用に限る、も含む)は必要ありません。

- ① 幅1.7m
- ② 全高2.0m(安全キャブや安全フレームは2.8m)
- ③ 全長4.7m
- ④ 最高速度15km/h以下

下図を参考にご確認ください。



(2)保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

いずれの場合も農耕作業用トレーラ、農耕トラクタの使用者が保安基準適合性を確保する必要があります。

けん引車の農耕トラクタの種別	農耕作業用トレーラの種別と手続き
小型特殊自動車	[小型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※1 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要はありません。
大型特殊自動車 (自動車検査証にけん引時の速 度制限の基準緩和を受けた旨の 記載があるもの)	②全幅が 2.5m を超えるもの ・道路管理者(地方整備局、各都道府県、各市町村等)に対し、個別に特殊車両通行許可を受ける必要があります。 ③長さが 12m または全高 3.8m を超えるもの ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。
大型特殊自動車 (上記以外のもの)	[大型特殊自動車] ①一般的な大きさのもの ※2 ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ②長さが 12m または高さが 3.8m を超えるもの、その他オーバーハング等の基準を超えるもの ・管轄の運輸支局等で検査登録が必要です。 ・個別に地方運輸局長から基準緩和の認定を、道路管理者から特殊車両通行許可を受ける必要があります。

- ※1 全幅2.5m、全長12m、全高3.8mを超えない大きさのもの
- ※2 農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結全長が12mを超える場合、道路管理者(地方整備局、地方自治体等)から、特殊車両通行許可を受ける必要があります。

(3)灯火器類・ステッカーの取付け

下記フローチャート①~③を全てそれぞれについてご確認いただき、必要に応じて公道走行を行う ための追加装備を取付けてください。

(1)トラクタの大きさ、最高速度による灯火器取付け位置

けん引をするトラクタは全長4.7m以下、全幅1.7m以下、 全高2.0m以下、かつ最高速度15km/h以下か。

YES

i NO

前面:A. 前部反射器

後面:B. 後部反射器

D. 方向指示器

を取り付ける必要があります。

※車幅灯、尾灯、制動灯、および 後退灯は取り付け義務がないの で備える必要はありません。

次頁の取付け例1を参照してください。

前面:A. 前部反射器

C. 車幅灯

後面:B. 後部反射器

E. コンビネーションランプ

F. 後退灯

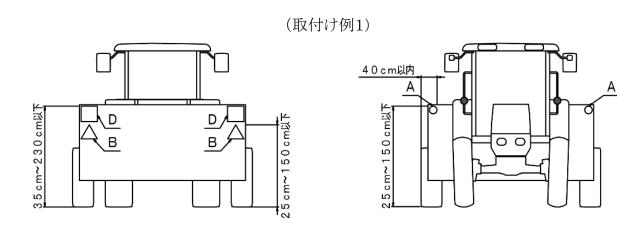
を取り付ける必要があります。 ※トラクタと農耕作業用トレーラの 連結全長が6m未満の場合は、 農耕作業用トレーラの後面方向 指示器は必要ありません。

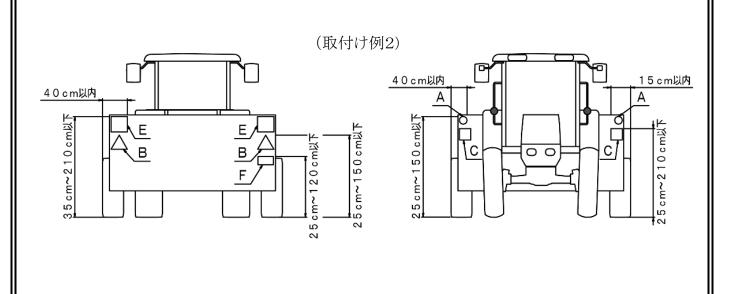
次頁の取付け例2を参照してくだ さい。

A.前部反射器 B.後部反射器 C.車幅灯 D.方向指示器 E.コンビネーションランプ F.後退灯

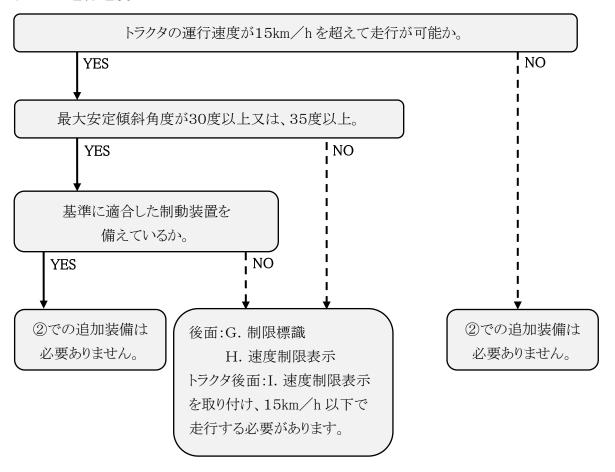
●装備の取付け位置

- ・道路運送車両の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。
 - ○前部反射器(リフレクター) 最外側から40cm 以内、高さは地上25cm 以上150cm 以下
 - ○後部反射器(リフレクター) 最外側から40cm 以内、高さは地上25cm 以上150cm 以下
 - ○車幅灯(ポジションランプ)最外側から15cm 以内、高さは地上25cm 以上210cm 以下
 - ○方向指示器(ウインカー) 最外側から40cm 以内、高さは地上35cm 以上230cm 以下
 - 〇尾灯(テールランプ) 最外側から40cm 以内、高さは地上35cm 以上210cm 以下
 - ○制動灯(ブレーキランプ) 最外側から40cm 以内、高さは地上35cm 以上210cm 以下
 - ○後退灯(バックランプ)高さは可能な限り25cm 以上120cm 以下
- ・車幅灯は前方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右 対称になるように取付けてください。
- ・コンビネーションランプは後方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、 可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・後退灯は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。





②トラクタの運行速度



●最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

く安定性に関して>

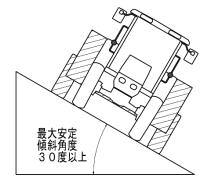
作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は、35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常の速度で道路走行できます。

上記条件を満たない場合は、

- ・運行速度15km/h 以下での道路走行
- ・道路走行をする際に、Gを作業機後面に表示、 Hを作業機後面に表示、

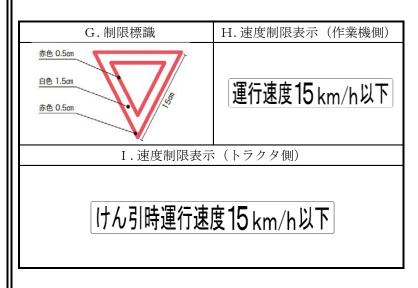
Iをトラクタ後面・運転席に表示

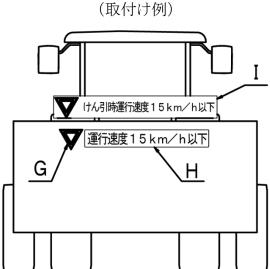
を行う必要があります。



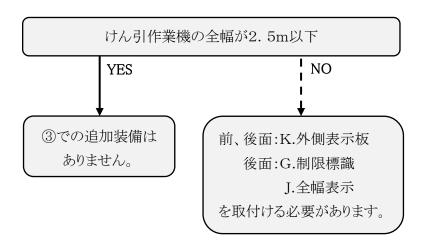
●装備の取付け位置

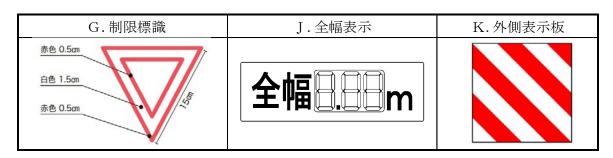
- ・G、H、Iは後方から確認できる位置に取付けてください。
- ・Hは運転席にも表示する必要があります。





③作業機装着時の全幅

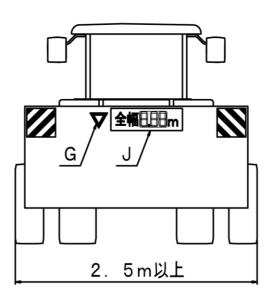


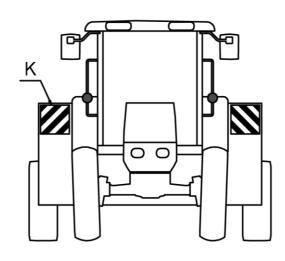


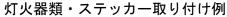
●装備の取付け位置

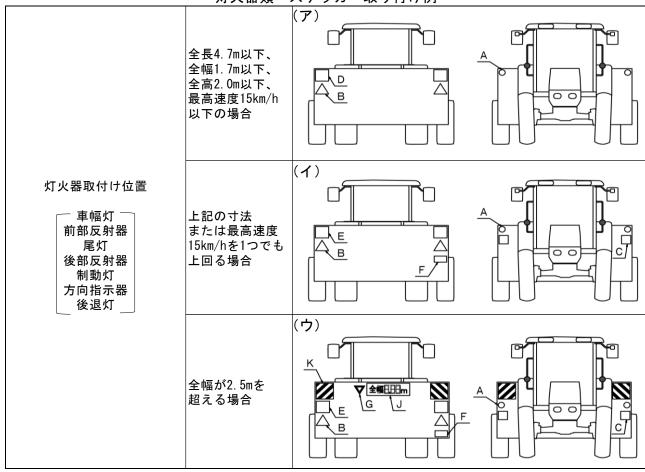
- ・G、Jは後方から見やすい位置に取付けてください。
- ・Kは前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

(取付け例)









灯火器・ステッカー

A. 前部反射器

B. 後部反射器



C. 車幅灯



H. 速度制限表示 (作業機側)



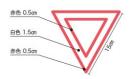
I. 速度制限表示 (トラクタ側)

E. コンビネーションランプ



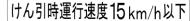


G. 制限標識



運行速度15 km/h以下





J. 全幅表示

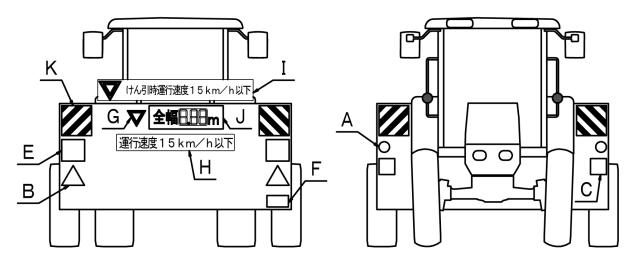




※全幅2.5m を超過する場合は、道路管理者(国道:地方道路局、県道:各都道府県、市道:各 市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります。

●p.5「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。

例:(ウ)に速度制限表示を追加



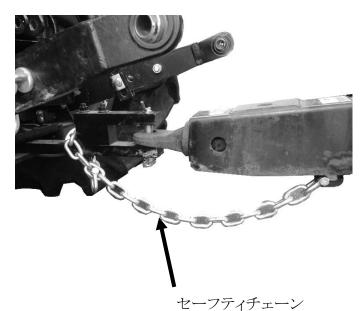
●灯火器類取付けの際には、トラクタの操作と連動して点灯することを確認後に公道走行を行ってください。また、灯火器類・ステッカーが汚れたときは視認できるように掃除をしてください。

(4)農耕作業用トレーラの構造要件(分離時の連結維持構造)に関して

農耕トラクタが農耕作業用トレーラをけん引した際に、不意に連結装置(ドローバ等)が分離したときでも農耕トラクタと農耕作業用トレーラの連結を保つことができる構造でなければ道路走行できません。セーフティチェーン等を備え、けん引時にはセーフティチェーン等をねじ止め等でつないで道路を走行してください。







詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(http://www.jfmma.or.jp/koudo.html)をご覧ください。 その他不明な点は、お買い上げいただいた販売店にご相談ください。

ケンインハンヨウトウカキキット: 2. 5ゴエの組付け

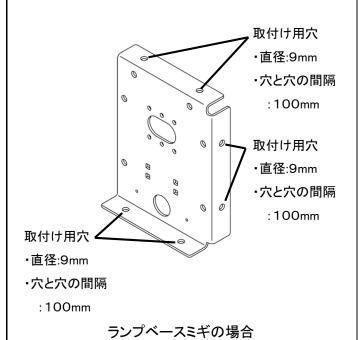
本キットは公道走行用部品を取付けるための最小限の部品構成となっております。取付けに当たっての穴加工や不足する部材、補強等につきましてはお客様でご準備いただきますようお願い致します。

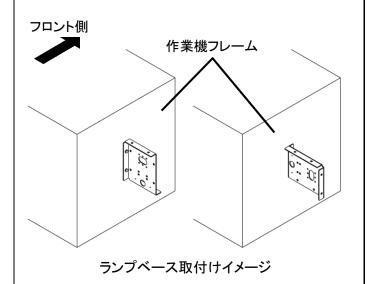
開梱されましたら、組付前に部品表の部品が全て含まれているかご確認の上、組付けを行ってください。

- ●取付け用穴を利用する場合は、適当な長さの M8ボルト・ナット類が別途必要となります。
- ●図中のフロント側矢印は、作業機進行方向を示しています。

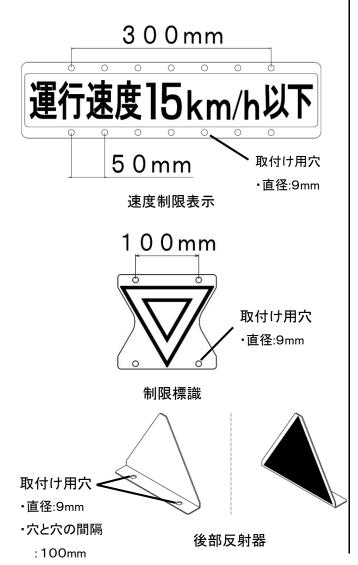
◆灯火器類の組付け手順

- ①「公道走行するときは」(p.1~p.9)をお読みいただき、公道走行に必要な部品、取付け位置をご確認ください。
- ②ランプベースの取付け用穴等を利用して、 作業機に取付けてください。

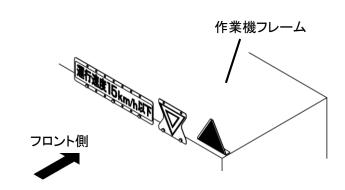




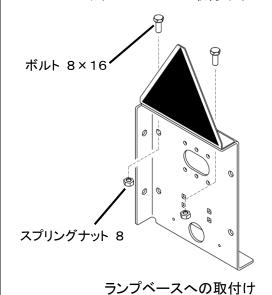
③公道走行時に必要なステッカーを作業機に 貼付けてください。貼付け箇所が無い場合 は、付属のステッカーベースを使用して作業 機に取付けてください。



<u>ケンインハンヨウトウカキキット: 2.5ゴエの</u>組付け



ステッカーベースの取付けイメージ

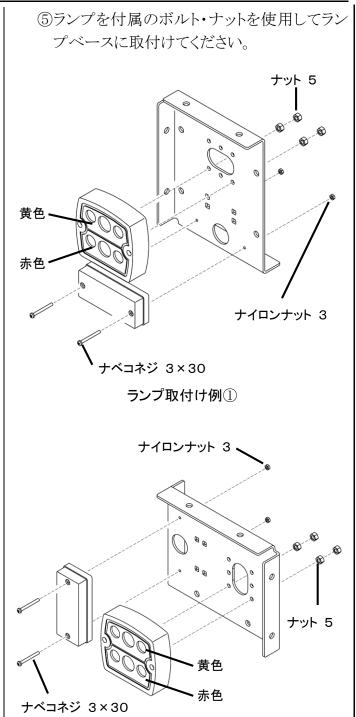


※反射ステッカー用のベースは、作業機本体(M8ボルト別途必要)、またはランプベースに付属のボルト・ナットを使用して取付けることができます。

④速度制限表示を貼付ける場合は、速度制限表示(トラクタ用)をトラクタの運転席から良く見える場所に貼付けてください。

けん引時運行速度15km/h以下

速度制限表示(トラクタ用)



ランプ取付け例②

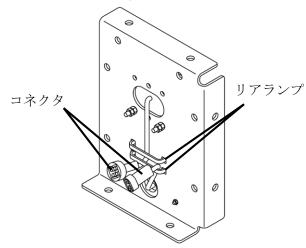
<u>ケンインハンヨウトウカキ</u>キット: 2. 5ゴエの組付け

※後退灯は、プラスチックの切り欠き部分が下になるように取付けてください。(水抜きが良くなります。)

また、ランプ類は固定箇所がプラスチック となっており破損しやすいため締めすぎな いように十分に注意してください。



⑥ランプベースのリピートタイ用穴を利用して、 ランプから出ているハーネスをリピートタイで 固定してください。



- ⑦p. 14配線図を参考にコネクタを接続してください。
- ⑧ハーネスの8Pコネクタをトラクタの灯火装置 用コネクタに接続し、ランプが正常に点灯す ることを確認してください。



トラクタの灯火装置用コネクタが DIN 規格 の場合には、付属の簡易変換ハーネスを使 用し、p. 14配線図を参考に接続してください。



⑨作業に支障が無いところにハーネスを配線 してください。

その際には可動部に配線しないようにする、 ハーネスの垂れ下がりによる回転部への接 触等が起きないように固定するなど十分に注 意してください。

⑩配線が擦れたり挟まれたりしていないか、旋回した際に配線が引っ張られていないか、 十分に確認してください。



警告

コードに傷がつくと正常な点灯が行われず、 思わぬ事故をおこす恐れがあります。

◆セーフティチェーンの組付け方法

ケンインハンヨウトウカキキット: 2. 5ゴエの組付け

本キットのセーフティチェーン(以下、チェーン) を装着する場合は販売店へご相談ください。 本機への溶接やチェーンの切断が必要になり ます。

・トラクタへのチェーン組付け方法を決め、 地面を擦る等、旋回時等にチェーンが邪魔に ならない位置で本機側にチェーンベースを 溶接してください。 余分なチェーンは切断してください。

トラクタへの取付例

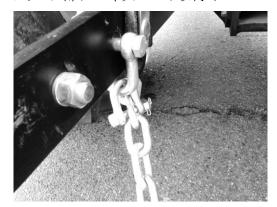
a.ドローバに巻付け



b.ドローバベースに巻付け

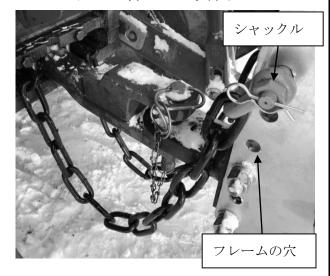


c.ロアリンク部にシャックルで取付け



作業機への取付例

a.フレームの穴にシャックルで取付け



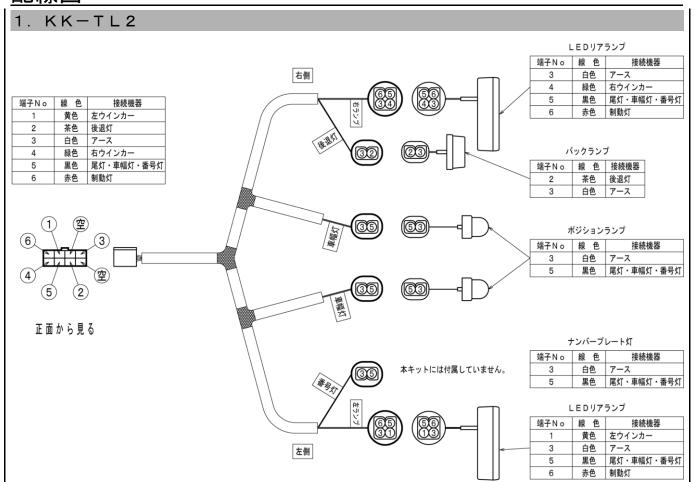
b.フレームに巻付け



作業機フレーム

c.フレームにチェーンベースを溶接し、 シャックルで取付け





トラクタの灯火装置用ソケットが DIN 規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

